

戦後日本の農業制度の破綻

井上晴丸

一

農地改革によって設定された戦後日本の農業制度（零細地片の所有にもとづく極度に零細な農民経営をもって一色にぬりつぶされた農業制度^(注)）は農地改革後約十年の或る種の安定期間をもっただけで、早くも危機的な破綻の入口に差しかかり始めた。

(注) 小農国の典型のように言われるフランスにおいても、その農業制度はもともと小独立自営農でうずめつくされているわけではない。次に参考までに E. Varga; "Beitrag zur Agrarfrage, I Band" 1924, S. 217 よりとった一八九二年の面積規模別経営体数分布および面積分布と、OECC; "Agricultural and food Statistics" による一九五六～五七年の同様の分布とを、対比に便する形であげておく（次頁表参照）が、それによると四〇ヘクタール以上の経営規模をもつ経営は、一八九二年において経営体数では二・四％にすぎないにしても総面積の四三・一％を占めており、一九五六～五七年においては五〇ヘクタール以上の経営は経営体数の四・二％が二五・五％の農用地面積を占める。

その危機的な破綻の時期への入口には、半封建的寄生地主制からの解放後の一成果として発展した農業生産力の水準が、いまや戦前の水準とは異なる新たな水準に到達してきていることが主穀たる米の生産においてははっきり

フランス農業の経営規模別構成

1892年			1956~57年		
経営規模別	経営体数分布	面積分布	経営規模別	経営体数分布	農用地面積分布
1ヘクタ- (ha)	39.2	2.8	1ヘクタ- (ha)	6.6	0.3
未満			未満		
1~10 ha	45.9	24.1	1~5 ha	28.3	5.3
			5~10 ha	20.8	10.7
10~40 ha	12.5	30.0	10~20ha	23.5	23.4
			20~50ha	16.6	34.8
40~100ha	1.8	} 43.1	50~100ha	3.3	15.4
100ha以上	0.6		100ha以上	0.9	10.1
	>2.4			>49.1	16.0
				>40.1	58.2
				>4.2	25.5

戦後日本の農業制度の破綻（井上）

と確認された時期（現象的には一九五五年・昭和三〇年以降の連年豊作として注意をひく）に、ただちにひきつづいて、到来しているのである。

この農業生産力の発展は、一面では（寄生地主制からの解放の一成果としての面とならぶ他の一面）戦後の復興過程を乗り越え新たな発展過程に足をふみ出した日本の現代独占資本主義が獲得してきたところの社会の生産力の発展（戦前の生産力をすでに格段と引きはなした）の農業部門への多彩な反映^{（注1）}ではあるが、しかしまさしく、この社会の生産力が資本主義的に編成されたそれであり、とりわけ現代的な独占資本主義のメカニズムにみちびかれて発展するところのそれであるということに基いて、農業部門での生産力の発展が工業的諸部門での生産力発展に対しますます立ち遅れるという一般的原则が、前述の農業制度の倭小な生産基盤と結びついて、とりわけ鋭い形で貫徹してきたのである。^{（注2）}

（注1）たとえば戦後本格的に普及の緒についた動力耕耘機にしても、軽量空冷エンジンの小型化・機械材質の進歩を可能ならしめた工業生産力の戦後の発展を前提としていたし、戦前の段階とは異なる徹底的な普及率を獲得した動力脱穀機（戦前はなお足踏脱穀機を完全に駆逐するまでにはいたっていなかった）にしても、いまの動力脱穀機は戦前のそれよりもはるかに進歩したものの（全自動式の登場はその一つの象徴）に変化してきているのである。さらに戦後、化学

肥料界にニューフェーズとして登場してきた無硫酸根肥料（尿素肥料・塩安・熔成磷肥など——これらはとくに旧来の化学肥料の多施の累積と結びついて肥沃度を損傷している水田向きの化学肥料とみなされて迎えられている）にしても、虫害・病害の防除農薬（DDTを皮切りにホリドールにいたる多様な）や、2—4 D除草剤の出現にしても、工業生産力の戦後の発展段階を象徴している。一見、それ自体としてはとるに足りないように見えるビニールにしてもそうであり、このビニールが苗代保温資材として、水稲の生育相の時的コントロールを通じて栽培方式へのはかり知れない変化への一契機を与えているのである。

（注2）工業生産力に対する農業生産力の発展テンポの立ちおくれをみる場合に、生産手段生産部門を含んだ工業生産力と農業生産力とを対比するよりも、消費資料生産部門のなかでの工業生産力と農業生産力とを対比する方が、対比の焦点を一層適確に思う。というのはこうである。社会の生産力の増大ということはとりも直さずあらゆる生産過程において、生きた労働に対して過去の労働の産物たる物的生産手段をますます多く配置することを要するということであり、また拡大再生のために社会において再配置される物的生産手段のますます多くの部分が生産手段を生産する部門に向けられるということである。これらのことに関する限りは、資本主義社会にかぎらず、社会主義社会でもそうである。もちろんこの共通的な生産手段生産部門の発展の先進性の上で、なお資本主義的生産に独自のな生産力発展の不均等性はつらぬくわけであるが、その独自のな不均等性は、とりわけ同じ消費資料生産部門でありながら農工間の発展が不均等であるという不合理として一番すどく現われる（重工業優先・しかして農工「この工は軽工業の意」併進」という中国の計画経済推進の基調とまさに対照的な点）。

二部門分割の方式にしたがわない日本の鉱工業分類では、工業のなから消費資料生産部門を取り出せないのも、仮りに非耐久財生産部門をもって工業における消費資料生産部門の動向を代表するものとみなす場合の、農工両部門の生産力発展テンポの対比を読みとり易いようにした次の「農工生産指数の比較」昭和九〇（三一年）を、参考にかかしておく。（次頁表参照）

右の発展の不均等の拡大と結びついて生れてくる諸矛盾（農工間のいわゆる所得格差の拡大・小農民経営の大量的落層・農民減少過程のなかに消化吸収されない兼業賃労働の大量発生・細分された私的土地所有の断片化と土地荒廃等々）の大規模な展開という点をいえば、それはいまや世界的にいつて現代独占資本主義諸国における共

農工生産指数の比較（昭和9～31年）

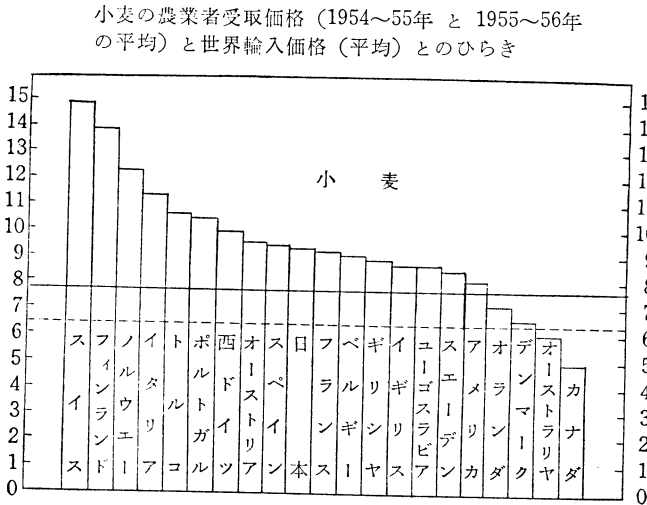
	工 業					農 業 (C)	C/A	C/B
	総 合	鉱 業	製 造 業					
			総合(A)	耐久財	非耐久財(B)			
昭和9	89.8	92.0	89.6	85.0	93.9	91.9	102.6	97.9
10	99.0	98.3	99.1	98.9	99.2	97.8	98.7	98.6
11	110.5	109.7	110.6	114.4	106.9	104.8	94.8	98.0
12	129.7	118.2	130.7	137.5	124.3	110.6	84.6	89.0
13	142.4	126.0	143.7	169.9	119.0	107.3	74.7	90.2
14	147.8	131.3	149.2	177.8	122.1	116.1	77.8	95.1
15	148.8	142.7	149.3	186.9	113.8	106.4	71.3	93.5
16	149.6	145.0	150.0	199.5	103.3	91.7	61.1	88.8
17	144.5	140.7	144.8	208.4	84.7	101.7	70.2	120.1
18	160.1	147.0	161.2	258.4	69.4	96.1	59.6	138.5
19	178.8	138.5	182.1	320.4	51.4	77.6	42.6	151.0
20	60.2	73.0	59.1	98.2	22.0	59.7	101.0	271.4
21	30.7	52.2	28.9	36.5	21.8	77.3	267.5	354.6
22	37.4	66.6	35.1	44.9	26.6	74.7	212.8	280.8
23	54.6	80.3	52.5	74.7	35.1	86.0	163.8	245.0
24	71.0	92.2	68.9	99.8	47.0	92.5	134.3	196.8
25	83.6	96.9	82.0	110.0	66.7	97.5	118.9	146.2
26	114.4	110.8	115.1	164.3	89.2	100.4	87.2	112.6
27	126.4	114.2	128.2	171.8	104.5	111.0	86.6	106.2
28	155.1	122.6	159.7	209.9	131.8	96.3	60.3	73.1
29	166.9	117.0	173.8	213.2	150.3	105.8	60.9	70.4
30	180.7	117.7	189.4	222.2	168.3	127.9	67.5	76.0
31	—	—	—	—	—	121.5	—	—

備考 加用信文「日本農業基礎統計」48頁による。C/B欄は追加。

通の現象であり、かねてからすでに農業保護の国家的な経済活動の大巾な介入と支えなしには、その国の独占資本主義自体として放置できない状態にいたっており、その点が国家独占資本主義をますます必然化する一つの契機ともなっていたという事、を見逃すわけにはいかない。

(注) 資本主義高度化のなかでの農業保護政策は、とくに例の世界農業恐慌をともなった一九二九年の大恐慌を一つの境にして、すでに世界的に不可避な傾向となってきたといえるが、その保護政策

が強度化し大規模化した第二次大戦後の状況を、世界的に大観するには次の好箇の資料（ガットの専門家委員会の報告 Trends in International Trade, A Report by a Panel of Experts, General Agreement on Tariffs and Trade, Geneva, October, 1958 中に収められた F A O 提供の資料——その資料は『のびゆく農業』86「貿易自由化と農業政策の帰趨」のなかに紹介されている）がある。



備考：——平均世界輸入価格

.....平均世界輸出価格

出所：FAO から特別に提供されたもの、100キログラム当りドル

それは、輸入国における保護の強度を、小麦の生産者受取価格が輸入者における世界輸入価格をどの程度上廻るかによって、また輸出国については、生産者受取価格が世界輸出価格をどの程度上廻るかによって、判定するわけであるが、その判定を国際的対比において行いうるように輸出価格・輸入価格のそれぞれを世界平均の価格で示したところに特徴がある。

これによると生産者受取価格が平均世界輸入価格の二倍にもなるスイスを筆頭に、ヨーロッパ諸国が立ちならび、強度保護政策の国とみなされる日本でも十位に位置するほどであるということがわかる。

なお、以下の本文に引きつづいてのべるであろうように、このように世界的に強度化し大規模化した農産物価格保護政策自体がいまや破綻しつつあり、これの単純な維持は排されねばならぬという方向（構造的改善問題の提起と結びついて）に変化しはじめている。しかし、この方向変化も価格保護政策の基調を全くはずすなどというところには、もはや行き得ない命運を担わされている。

しかもその農業保護の国家的経済活動として独占資本主義諸国に一般化している農産物価格支持の政策それ自体が、どの国でもいまや拡大する諸矛盾の新たな契機に再転化しつつあるというのが、さらに新しい特徴的な事象である。それは国内的要因からもそうだし、また国際的要因にうながされてもそうなってきた（たとえばヨーロッパでは欧州農産物協同市場が、国内農産物の価格保護政策と矛盾してきている——国内保護価格制は、その国農産物のコスト高を個定し農産物共同市場での競争力を殺ぐ。また貿易自由化と国内農産物保護価格との矛盾は現に日本が当面しているところである）。

さらにまた、とりわけ、その国の農業制度が小商品生産者の農民経営の大群を擁しているフランスや西独では事態は一層深刻である。そこでは小農民的生産の大量な崩落的解体過程が深化（それは生産力発展の農工間の不均等の拡大を背に負って促進されてきたのだ）している事態が加わって既往の農業制度が、そのままではもはや現代資本主義がもたらした社会的生産力発展のもとでの農業生産力の編成基盤となり得ない状態が到来しており、既往の農業制度の再整理に向って国家の政策と活動を方向づけねばならぬ事態が^(注)始まった（この方向づけにおける国家の介入活動はそれ自体が国家独占資本主義の一層の強度化の一指標に他ならぬであろう）。

(注) 西独では一九五三年以来の農民組合側と政府与党側との、農産物価格支持策と農産物生産費底下策との、力点のおきどころを異にする政策論争（連邦議会を舞台とした）の相克を経て一九五五年に農業基本法(Das Landwirtschaftsgesetz)が制定される。

フランスでは一九五六年農業経営者組合連合会の農業政策の基本に関する要求（「農民家族経営の擁護と近代化」と題する提案）において緊迫化して以来、ドゴール政権下におけるさまざまな曲折を経て一九六〇年「農業の方向づけに関する法律」が成立する（この間の事情と、法案をめぐる国民議会の論争記録および法案の内容は、いち早くその直前渡仏の久宗高氏によりもたらされ、『のびゆく農業』99「フランス農業基本法への途」及び『のびゆく農業』100「フランス農業基本法の成

立」において紹介されている）。

さて目下当面するにいたっている日本の農業制度の危機的な破綻の性格であるが、それはたしかに右に述べた現代独占資本主義諸国での世界的兆候と共通の性格（独占資本主義の現段階における農業危機として）をもっている。現にこの危機的破綻への国家の対策への取り組みも時期的にはほぼ一致しており、対策の方向的内容においても類似する点が少くない。日本で内閣総理大臣の諮問機関たる位置で「農林漁業基本問題調査会」が設けられ、この問題に関する国家の対策の方向づけに農林省が精力的に取り組み始めたのが一昨年（一九五九・昭和三四）の中頃からであり、昨年五月の「農業基本問題対策（案）」（同調査会同小委員会報告）においてすでに大綱的な方針案が打ち出された（総選挙後の池田内閣はそのいわゆる「成長政策」の一環としてこの方針をうけ入れ、すでに除々にとりあげ始めている）のであるが、右の調査会設置の気運醸成の促進的契機となったのは、あきらかに西独における「農業基本法」であったし、また「農業の方向づけに関する法律」に結実するフランスでの策案過程が日本での策案に影響を与え、ないしは対策の確信づけに役立っていると思われるのである。

（注）ル・モンド紙の政治部長はそれを「成長期の危機」と表現しているという（久宗高、前掲『のびゆく農業』96）。

それらのことはともかくとして、しかし、独占資本主義諸国の農業制度の危機が、独占資本主義の現段階を表象する農業危機として世界的に共通の基調に融け込む性格のものではあるにしても、国々における既往の農業制度のさまざまな相違（農業制度はくにぐにによって、現時点以前の歴史的に規定された諸条件の累積によってさまざまに相違をもっている）に基いて、その危機の態様も性格も全く一率のものではない。ましてや日本のように、近々数十年以前まで半封建的寄生地主制が、独占資本主義の段階に持ちこまれて長い間農民経営と農業生

産力の在り方を拘束的に規定した歴史を持つ国においては、改革後の農業制度が世界史的対比においてすでに特徴的であり、したがってまたその危機においても特徴的な性格をもつであろうという点を見逃してはなるまい。

二

今日、誰の目にも明らかな現象は、農地改革後に発展してきた農業生産力が、早くも現在の農業制度における経営面積規模の極度の零細性と衝突しているということである。戦後の農業生産力の伸びは、主穀たる米作の反収上昇率（戦前昭和四〇八年平均と昭和三三〜三五年平均との対比）において東北六県四八・六%（一・九二石から二・八六四石へ）近畿六県七・四%（二・三三二石から二・五〇四石へ）というように、東北の伸びが顕著であるが、それは経営面積規模が東北において西日本よりも相対的に大きいという既成の事実（それはかつては東北の西日本に比しての生産力の低さに規定されて歴史的に形成された面積規模であったのだが）が、他の諸条件において何よりも、東北に幸いしたのだといえる。とはいえこれらの比較は相対的な問題にすぎない。もちろん東北を含めて、日本の現在の農業制度における土地経営規模の極度の零細性それ自体は、（といってももちろんその裏打ちとなっている私的土地所有の極度の零細性と結びつけてのことであるが）一箇の特殊範疇的な理解（*Parzelleneigentum* の素朴きまわる類推でなく）を要するものと考ええる。この理解への接近（この理解への到達が日本の当面する農業危機の理解とその根本的解決への日本の道〔それは社会主義への日本の道につながる〕を求める上での一つの重要なカギとなるのでないかと思える）は、このレヂュメ的小論の日ざすところなのだが、はじめに一つの手がかりとして次の点を指摘しておきたい。

それは、右に戦後農業生産力の上昇が早くも、経営土地面積の極度の狭小さとぶつかっているといったが、その「早くも」ということの意味に関連することである。というのは、戦後の生産力水準の上昇は量的標示においてはなるほどいちぢるしいものがある^(注1)とはいいながら、質的な生産力の構造的な内容の面・すなわち農業技術の体系的性格という面からいえば、それは農法（農業技術体系）的發展の法則性にもとづいて形成されるべき近代型の農法的メカニズムを持つ構造を^(注2)、なお形成し得ていない。戦前の、化学肥料に一辺倒のないわゆる多肥農法とよばれる農業技術体系の型は、寄生地主制によって条件づけられ、寄生地主制が独占資本主義時代にまで持続される限りにおいての独自の形態を築いていたものであった^(注3)。農地改革後の農業諸技術の変化は、当然この古い日本型（地主制型）の農法からの脱皮の諸契機を含んで展開されてはいるが、まだ戦前の型からの変形のジグザグな過程をうろついている段階であり、農業諸技術を体系的に見た場合にまだ近代型の農法的原理をもつ構造を定着させるまでにはいたっていない^(注4)。戦後日本の農業制度はその内部のどこかの部分においてすらそれを定着させるにいたらない時期に早くも、経営土地面積の極度の狭小さとこの全面的衝突を引きおこしているのである。この点には、Parzelleneigentum に基づく小生産者の農民経営の老大な群を内包する農業制度が、封建的農法の廃墟化の上に近代型の農法を、その農業制度の一角ですでに定着させ得たという基盤の上での、かつての Parzelleneigentimer の場合とは、異なる点である。ところでそのような Parzelleneigentimer を大量的に内包する農業制度自体が、フランス革命後一五〇年にして、いまや現代資本主義の生産力段階で俗に「一つの世紀から他の世紀へのつなぎめ」として印象づけられるほどの危機に達している。その危機の世界史的基調のなかに、かつての近代型の農法定着すら現実化さぬままに、早くも融け込まねばならぬという、農地改革後わずかに十年の日本農業制

度の危機（農業生産力水準の戦前水準からの上昇が見られるや否や間髪をいれずにひきつづくところの農業危機）の、特殊的位置づけを、差しあたって先づマークしておかねばならぬであらう。

(注一)

農業生産指数の推移

	昭 8~10										
	25	26	27	28	29	30	31	32	33		
総合	100.0	97.5	100.4	111.0	96.2	106.0	128.2	120.9	125.8	129.8	
		100.0			93.4	102.9	124.5	117.4	122.1	127.1	
耕種	100.0	109.8	109.0	120.1	103.4	112.8	137.5	129.0	133.8	136.7	
		100.0			91.5	99.8	121.7	114.2	118.4	121.1	
養蚕	100.0	23.4	27.3	30.2	27.2	29.4	33.6	31.8	35.2	34.4	
		100.0			100.7	108.8	124.3	117.6	130.2	127.5	
畜産	100.0	97.3	143.8	163.9	171.0	200.6	234.6	240.7	255.6	279.6	
		100.0			126.7	148.6	173.3	178.3	189.3	213.9	

備考 農林漁業基本問題調査事務局「農業の基本問題と基本対策」（解説版）より。

(注2) 土地の肥沃度の再生産的造成のタイプは農法の性格的特徴の一つの総括的表現とみられようというのは、およそ物質の生産とは工業と農業とを問わず、「自然の物質代謝を統禦」（スターリン）することにありますが、農業生産の工業生産と異なるところは、土地という生産条件を媒介として、土地に結ばれた姿において物質代謝の運動形態にある自然諸力をコントロールしなければならぬのであり、生産の条件として、土地に結ばれる農業的自然諸力を再生産しなければならぬ点にある（この点については拙稿『農業生産力の特殊性について』—「日本農業発達史」別巻下〔中央公論社刊〕所収、六六五—六七頁参照）。

さて、近代型の農法的メカニズムを持つ構造とは、土地に結ばれる農業的自然諸力（いいかえれば土地の肥沃度）をその自然諸力の合法則にかなって再生産するメカニズムを組み立てるといふことである。

しかして次に、その組み立てが農法発展の法則性にもとづいて形成されると右にいうところの、その農法発展の法則性とはいかなるものかといえ、それは土地の肥沃度の回復を、以前は自然的回復力により多くなければならなかった技術段階から、ひとびとが自然をコントロールした状態での・コントロールされた回復力の獲得（しかも土地の肥沃度自体は以前の水準よりはるかに高められた水準の上で）へと進むような技術の体系的発展が、前段階から後段階へと或る内面的な必然性をもって進むことである。

封建時代の農法段階では、その生産力水準での土地の肥沃度の再生産には、耕地以外からの自然の草生の助けを借りなければならなかった。近代社会の農法段階とそれ以前と段階的に区切るところの新しい水準での土地の肥沃度の再生産は、自然の草生を栽培される草・すなわち飼料作物に転換した点にあると見なされる。こうして、農産物（畜産物を含めて）の生産過程が、土地肥沃度の単なる消耗でなくて、直ちにその生産の生産条件としての土地肥沃度の回復であるという農法的水準が、近代社会の初期的段階でひらける。その基調の上で化学肥料が補充され、かつまたトラクター農法の現代的発展が積み重ねられる。

以上の農法発展の法則性、ならびにその法則性の上での日本農法の位置づけについては、加用信文『日本農法の位置づけ』（『日本農業発達史』第八卷所収論文）を参照されたい。（これは日本農法の生産力史的研究への礎石といつてよい）。

※ マルクスの次の有名な一節——「資本制的農業のあらゆる進歩は労働者から掠奪する技術における進歩であるばかりでなく、同時に土地から掠奪する技術における進歩でもあり、ある与えられた期間のあいだ土地豊饒度を高めるための進歩であつても、それは同時にこの豊饒度の持続的源泉を減すための進歩でもある」（Das Kapital, I, S. 531~2）——長谷沢青木版、第一部八〇〇）を読む場合に、私の附した傍点の箇所を素通りしないように願いたい。この全文はあきらかに肯定の上の否定であり、単なる否定ではない。肯定の上での否定——その否定面の危機的な具現が、現在の西欧諸国の政府による農業の構造的改善政策の提起を余儀なくさせている事態に、みられると思うのである。（なお、この引用文の訳文は、右に述べた肯定面への注意を見落さないように、長谷部訳よりもやや意識してある。）

（注3） この点については、手取り早くは、拙稿『農業技術の発展と農民』・経済主体性講座第六卷（中央公論社刊）所収論文、一三九頁以下を参照されたい。

（注4） 戦後日本農業にも耕耘機械化の新しい段階がひらけてはきているものの、それは、プラウ及びハーローの耕耘原理（土

壤の完全反転・砕土の分化)の上に立脚せず、旧来の短床型型の耕耘の段階に照応した小型機械として登場しているにすぎない。西欧諸国で、戦後にいちぢるしく進展したトラクターの普及とは、右の点で同一視するわけにいかない。西欧におけるトラクター普及の問題として現に当面している限界は、トラクター普及にもかかわらずコンバインが満足に入り得ないという点である(この点は山岡亮一『西ドイツの農業構造について』―「経済論叢」第八六卷六号・一七頁―にもふれられている)のに対し、日本では、耕耘機普及にもかかわらず本格的なトラクター(それはプラウ・ハローの耕耘方式に結びつく)が入り得ないという点に問題がある。

三

現在日本の農業制度における上述のような経営面積規模の全般的倭小さは、長い半封建的寄生地主制時代を経過した結果としての、個有の歴史的因素をもっている。

その歴史的因素をさらにさかのぼっていえば、寄生地主制下の農民の経営面積規模(さらにその経営面積が小筆にいちぢるしく分散しているということをも含めて)は、徳川純粹封建制時代の手労働にもとづく一般的な経営面積規模をおおむねひきついでるのである。寄生地主制時代には、その伝來的な農民経営面積規模の上に適應しうる限りでの、いわば日本的近代化とも名付けられるべき農法変化をつみ重ね、化学肥料の過投に支えをもとめる特異な農法的構造を築きあげていたのであった。ただしこの特異な農法発展のコースと結びついたところの寄生地主制時代の農民経営面積規模を先行する徳川時代のそれと対比的にいうならば、次の相違点が重要である。徳川時代には農民の利用(共同体的利用)にゆだねられた草刈場が、農民各自の占有する耕地のほかに具備されていた。当時の生産力段階では耕地をして耕地だけでその肥沃度の再生産を全うせしめることができず、その再

生産の基本的条件として自然の草生の利用のために、刈敷の源泉として補給する入会地の具備が必要であったのである（ヨーロッパの封建時代の農法段階〔三圃農法〕でも自然の草生の補給が必要であった——ただ直接的な刈敷形態でなしに放牧家畜を介しての補給であったにせよ）。この入会地は寄生地主制時代には農民の農用的利用からはぎとられ、寄生地主制的山林所有に編み込まれて行く（この点は、自然の草生利用から草の栽培〔飼料作物〕への転換と結びついて、入会の草生補給地が耕地に組み込まれて行くヨーロッパの農法近代化の発展コースと全く異なる場所であり、日本の農法発展を化学肥料の過投に支えを求める特異な農法的構造へとたどらせる上での里程標をなす）。長い寄生地主制の支配は、それに相応した個有の土地利用の態様を全国的にもたらしたのでということ、ここで想起してもらっておくことは無駄にならないと思う。「農用地から剝離したかったの入会採草地は林地となるが、林地としてはそれらは、伐木の搬出に便利な里山に位置を占めるだけに植林の対象になりやすいところである。一方耕地は小作米収得のみを自己目的とするところの寄生地主制の支配のもとでは、水がかりがありさえすれば、山合いの林地の際ぎりぎりまでが、貧弱な水田としてであれ、水田化される。山の地主的土地所有と耕地の地主的土地所有とが、こうして水田と林地との、接条的農用地ぬきの、相互に無関係な土地利用区分を創造する。林地の側では奥山の開発されざる植林適地が天然林としての低度の利用に放置されつつ。そして耕地の側では、畑地が低度の生産条件のままに放置されつつ」（前掲「経済主体性講座」六巻所収拙論、一四〇～一四二頁）。寄生地主制時代の農民経営耕地面積の倭小さは、このような土地利用の不合理な硬着状態の現出のなかでのそれである。

さて戦後の農地改革は、以上の歴史的素因をもつところの農民経営面積規模の全般的倭小さを、寄生地主制の

解体後の農民経営に申し送った。

半封建的土地所有制が、農耕地においていかざりおいて、もっぱら寄生地主的土地所有形態をとり、ユンカ―制の形態における地主の大直営地をほとんど全く見ることのなかつた日本の半封建的土地所有の解体では、地主から取り上げた土地をもつて、農民経営規模の何らかの拡大に役立て得るような土地ファンドが成立せず、したがって解放はもっぱら、農民の従来から耕作していた土地の所有権がそれぞれの農民の手に移るといふことが基本となり、経営規模の拡大の余地は与えられない。

土地ファンドの成立の可能性は、山林原野の解放がもし進んでいたら、ある程度見出せたであろうといふことは考え得られるところである。だが農地改革が、山林原野の解放まではほとんど波及せず終つたといふことには、反動勢力の阻止力もさることながら、山林原野が農業生産力の構成諸力の一内容として編成されていなくといふ農業生産の実態が影響していたと思われる（もしそうでなくそれらが農業生産諸力の一内容になっている実体を農業生産が失つていなければ、いかに反動勢力の阻止力や法令上の制限があろうとも、解放は山林原野への波及なしではすまなかつたであらう）。

右には、農地改革それ自体が、それが上からのものにせよ下からのものにせよ、改革当時の農業生産力の実体に即した或る必然的な規定をうけざるを得ないこと、長い（独占資本主義段階まで持続したという意味で）寄生地主制時代の経過の結果としての歴史的素因をもつところの農民経営規模の特異的な倭小さが改革後に引きつがれざるを得ないのは、右の必然的な被規定に条件づけられてのことであること、を述べたのである。こういったからといって私は、農地改革はそのイニシヤチーブが誰の手に握られて遂行されようと、要するに同じことだつ

たといわんとしていたのではない。ちがいは次の点にかかっている。すなわち、農地改革によって創出される倭小経営規模・零細土地所有の農民を集団化の方向での農業の構造的変革への予定された一つの経過点——この構造的変革への大衆的な自発性をそこから湧き出させる経過点——と見なすところの農地改革であったかどうかという点にかかる問題である。農地改革をそれだけで自己完結的な改革とみなすところの上からの農地改革にあつては、それが独占資本主義の現段階で行われるという限りにおいて、改革の成果がたちまちに農業発展の新たな極枯に転ぜざるを得ないことは、現に見るとおりである。

四

日本の農業理論界では、農地改革後の農業制度が、みづかい期間ではあれ或る相対的な安定を示した一時期に例の「中農標準化」ないし「中農肥大化」論が巾をきかした。それは階層分化の進行そのものに対して否定的な中農安定論ではもちろんなく、階層分化の図式的進行に対する或る歪みとしてつかまえ、その歪みをもつて独占資本主義段階での階層分化の特徴としての一般化を試みようとするものであった。だがその標準化され、肥大化された階層としてつかまれたところの農家の経営面積規模の階層が、いまではとくに、農業所得だけで農家生計をまかない得る経営面積規模の水準線以下に埋没してしまつていることがはつきりしてきた。^(注)

(注) 山田盛太郎氏の計算に基づく昭和三〇年度の資料によれば、税込み農業所得で生計をまかないうる線は、東北の場合に農業粗所得八二三、〇〇〇円でこれは経営面積平均が二・五〜三町の線。近畿の場合に農業粗所得五七九、〇〇〇円でこれは経営面積平均が一・四〜一・四五町の線。——(山田盛太郎「日本農業生産力構造」・岩波書店刊・一一〇頁の表)。

階層分化は、かつての上向・下向農家の分岐点にある階層と見なされたところの、厚みある層をなした階層自体が、農業所得だけで農家生計費をまかなえず、兼業農家に落層するという形の大量的崩落をひきおこして、進んできたのである。

それ故にこそ政府は、いわゆる「自立経営」^(注) Viable Units 規模農家の育成ということを構造的改善政策の目標にかかげざるを得ない。そしてまたこの目標への接近は資本主義の経済発展を背景とする階層分化の一層の進行に依拠しているものであり、農業人口の減少・農家の減少傾向に乗じつつ、兼業農家の労働市場のなかに向っての吸収解消を促すための何らかの人為的方策を加えるということが、「自立経営」規模農家の育成策の裏をかえした表現ということにならざるを得ない。

(注) 「自立経営」は家族労働力がその農業に、完全就職し、社会的に妥当な生活を享受しうる農業所得の確保が可能なものとされ、その場合の家族は近代的家族関係として傍系を含まず、経営主とその妻の二労働単位ないし婦女子を考慮して三労働単位の家族で構成されるという前提であるが、さらに現在より二割の労働生産性の向上を前提とすると、最低の限界線であって一〜一・五町から一・五〜二町の経営面積規模がそれに該当すると、一応考えられているようである(前掲「農業の基本問題と基本対策(案)」)。

なおここで傍点を附した個所に注意してもらいたい。この案の予測期間である十年後に、もしこの案通りに二割の労働生産性の向上が、稲作で実現されるとするならば、米は過剰生産になる筈である。なぜなら米の消費は十年後にも一割しか増加しないという予測がこの案自体の予測として立てられているし、この予測はありそうなことだからである。そこで二割の労働生産性の向上とは稲作のみのそれではなく、今後の十年間の消費が現在の三倍になると予測されている酪農生産物か、もしくは現在の二倍になると予測されている果樹生産物等を含んだ総合的な農業生産における労働生産性の向上でしかあり得ない。そうだとすれば、このような総合的な農業生産を現実化するところ農法的土台に定着しないかぎりは、「自立経営」なるものは、そのヴィジョンすらも描けないことになってしまう。ところでそのような農法的土台をきざさざるべきところの農

法的発展は西欧諸国の場合とちがって、それがどこにも現実化されない以前の段階で、世界的ともいえるべき農業危機に早くも合流しているという、前述の問題点に、再びここで回帰する。

ところで、最近発表をみただけの一九六〇年農業センサスの取あえずの集計結果をみてわかるように、農家人口は五五年にくらべて五・九%の減少であったのに、農家戸数は同期間にわずかに〇・三%しか減っていない。五五〇年がいわゆる経済の高度成長の年にかかっているにもかかわらず、戸数減少率がわずかに〇・三%にすぎず、それは、それ以前の五ヶ年間（一九五〇～五五年）の戸数減少率をすらはるかに下廻るといえる。

意味で期待はずれの今次農業センサスの集計結果は、構造改善政策への今後の見透しが容易でないことを語るもののように思われる。

脱農 (Landflucht) を一般的に困難ならしめているのは、日本の現代資本主義における労働市場や賃金体系の歴史的に規定された特色、社会保証の貧困等々と結びついて、兼業農家として滞留する農民たちにとって特殊な意味を帯びるにいたっているところの彼らの零細地片の私的所有である。

今回の一九六〇年センサスによれば兼業農家は総農家数の六五・七%に達し（一九五五年には六五・五%であった）ているが、この「兼業農家のなかで八割以上九割近くは、世帯

全国農家戸数と農家人口の推移

年次	総戸数	増減比率	総人数	増減比率	一戸平均 人数
	千戸	%	千人	%	
22年	5,909				
25年	6,176	+4.5	37,997		6.1
30年	6,043	-2.2	36,618	-3.6	6.0
35年	6,025	-0.3	34,470	-5.9	5.7

- 1) 戸数について—35年には伊勢湾台風（三重・愛知）被害の未調査農家(13,600戸推定)を加えてある。また、いづれの年次も奄美群島の数値は除いた。
- 2) 人数について—35年には伊勢湾台風（三重・愛知）被害の未調査農家は含まない。いづれの年次も奄美群島を含むが、25年には5歳未満のもの的人口も含む。また住込みの雇人を含む。
- 3) 1960年センサス「農家調査結果概要」第1巻による。

主ないしは後継者にあたるものが兼業に従事している農家であり、しかも兼業農家の五割は世帯主が年間一〇〇日以上兼業に従事している」(一九六〇年世界農業センサス、農家調査結果概要第一卷―三三頁) ことが新たに判明した。これらの主人兼業ないし後継者の兼業が非個定的なあるいは非常勤的な兼業の場合とは別として、個定的・常勤的な賃金労働の場合には、農業との両立は困難化し、農業は主婦や老人まかせとなり、主人の農事労働はせい一ぱいのところまでいわゆる日曜百姓の程度とならざるを得ない。この場合の農業は農業としては潜在的に遺棄されつつある形態とみられ得る。ところで農業は潜在形態での遺棄が進行しても、零細地片の自己所有は遺棄されない。現代日本での不安定な生活の諸条件のなかでは、それが彼らにとっての生涯にわたる生活の安全を保証するとしてと考えられざるを得ないからである。^(注)この場合農業はむしろ、零細地片の自己所有をまもりぬくためのアクセサリーにすぎなくなる。

(注) 人夫・日傭や、季節出かせぎ等、非固定的な賃労働兼業と自家のわずかの農業とを両立的に組み合わせたかつての小作貧農以来からある貧農の賃労働兼業の型に対して、この勤労的土地もち労働者に傾斜した賃労働兼業の発生は、農地改革後の農業制度において現われた新しい賃労働兼業形態として特徴づけることができる。

こうして「零細地片の私の所有にもとづく極度に零細な農民経営をもつてうずめつくされた農業制度」と規定した戦後の農業制度は、広汎な農家の兼業化の一部において、その零細地片の勤労者の所有がその所有者の手で農業の経営的内実から剩離しつつある私的土地所有の断片となって散在し、そのことが全体として農業制度における経営の極度の零細性を釘づけにする作用(それはこの農業制度における零細地片の私的所有そのものうちに内在されていた作用である)を顕在化させることとなる。

かくて要するに、はじめに経営規模の極端な零細性と農業生産力の発展との間の矛盾として、とりあげたところの誰の目にも映りやすい矛盾の背後には、土地問題がひそんでいるのである。勤労者のイニシャティブによる政策主体のもとの構造的変革としてこの土地問題に取り組むとするならば、この土地問題の上述の現段階での性格と、現在の社会的生産力の発展段階からいって、その解決の方向は、勤労者の土地所有の基礎の上での土地管理の集団化を経由して、除々にその勤労者の土地私有を集団的所有に向つて発展的に解消する道をえらぶ以外にないであろう。独占資本主義における支配階級の側からの構造的改善として右の土地問題への取り組みは、自立経営規模農家の育成対象となりうる相対的に大きな私的土所有のための私的土所有断片の清掃（諸種の迂回路を経由するにしても本質的にはさうである）以外にないであろう。

附記 このあとにつづく節で、現在の農業制度の解体過程が今後一層進行する結果として、ある地帯での土地飢饉と、或る地帯での土地断片の持て余しが併行して進み、あるいは或る地帯での農業労働力の滞留過剰と或る地帯での農業労働力の不足とが併行して進む等々の、不均等な展開が必然化されるであろう点を指摘したいと思つた。そしてまたそのような不均等な展開は、西欧ではすでに顕著に進んでおり、そこでの構造的改善政策はそれらの不均等な展開の上に立つて施策の手段を見出しているものではないかと思われる。その点での或るズレが西欧での構造的改善政策と日本の構造的改善政策との間にあると思われるのである。すなわち西欧とくらべての日本のズレは二重的である。一つは解体過程への出発点となつた農業制度がまだ近代の農法の定着をどこにも容れ得ていないという、出発点のズレと、ここに述べた解体過程の展開度合いのズレと。

これらの諸問題に対していえば、この小論であつた範囲は序説的なものに過ぎないが、一応ここで擱筆しておく。